

同僚議員からも要望があったとおり、支出が確定した件については、減額補正を適時に行い、集めた減額予算をもって、市民が要望している科目に補正予算とすることを全庁的に取り組めば、第五次総合計画で目指している「じろ豊かなふるさとしろいし」に少しでも近づけられる。今後、努力されることを強く期待する。

よって第49号議案の認定に賛成である。

◎第54号議案・白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 ◎第55号議案・白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

反対

水落 孝子

第54号議案反対の理由として、子ども・子育て支援新制度における「地域型保育給付」施設設備・運営基準について、今までの保育所は、市の保育実施義務を規定している

児童福祉法第24条第1項の適用であり、認定子ども園などの施設型保育や地域型保育は、どれも第24条第2項適用の施設であることの不平等にある。

また保育者は、市長の行う研修者で、保育士である施設と保育士でなくともできる施設との差や、給食は自園調理である施設と外部搬入可とする施設等が混在するところにある。保育に欠けると認定された子どもには、格差なく、平等に保育を受ける権利を保障すべきである。

よって第54号議案に反対である。

次に、第55号議案反対の理由として、この条例は、内閣府令2014年度第39号で示された基準そのままに定めようとするものである。

特に第6条は、定員以上の申込みがあった場合の選考について、幼稚園と保育所を区別して規定しているが、問題は、保育所についても「自ら選考するものとする」として

いるところにある。

保育所は、児童福祉法第24条第1項で、市が申込みを受けて選考し、保育所に委託をするもので、各保育所が「選考」することにはならない。審査の中で、「市が設置する以外の特定保育施設の条例である」という答弁もあったが、設置主体がどこであろうと、保育施設は、この新制度の中で児童福祉法第24条第1項の規定の中にあるものである。

この第6条に関連して、附則第2条第2項で、「保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り拒んではならない」という規定になっている。この条例は、こうした大事な規定を本則で行うべきであり、市民が読んで分かり易いものにすべきである。

よって第55号議案に反対である。

賛成

山田 裕一

第54号議案賛成の理由として、「家庭的保育事業等」と

は、保育者の居宅などで保育を提供する「家庭的保育事業」、比較的小規模な施設で保育を提供する「小規模保育事業」、子どもの居宅で保育を提供する「居宅訪問型保育事業」、主に従業員の子どもに保育を提供する「事業所内保育事業」に分かれている。

それぞれの職員配置や利用定員・設備などの基準を、「児童福祉法」の改正により定める必要があり、本条例を制定しなければならぬことは明白である。

よって、第54号議案に賛成である。

次に、第55号議案賛成の理由として、「子ども・子育て支援法」の制定により、市から財政支援の支給対象となる「認定子ども園」、「幼稚園」、「認可保育所」、「認可外保育所」などの基準を定める必要があり、本条例を制定しなければならぬことは明白である。

よって、第55号議案に賛成である。

白石市議会会議録を公開しています

白石市議会 会議録

検索

市議会のホームページに会議録を公開しています。このページでは身近なキーワードとして【介護保険】【いじめ問題】【環境問題】など、その言葉をクリックするか、会議で探したり、発言者、期間で探すこともできます。また、【ことばで探す】を選ぶとキーワードを入力することができるので効率よく目的の会議録にたどりつくことができます。

専決処分の内容

◎第48号議案・専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)(平成26年度白石市一般会計補正予算)

承認

大鷹沢地区の焼却灰仮置場設置のため工事費用を増額し、全体で669万5千円の予算額を増額しました。